

工事保証書

田中 一郎 様

引渡日 2022年 8月 日
発行日 2022年 8月 日

この度は、弊社にリフォーム工事をご用命頂きありがとうございました。

工事には万全を期しておりますが、不具合や故障が生じた場合には

裏面記載条件にて無償で補修、保証致します。

また、リフォーム工事が原因となった法律上の負担保証を致します。

工事内容 屋根・外壁塗装

施工住所 埼玉県〇〇〇〇市〇〇〇〇区〇〇〇1-1-1

保証期間

引渡し日より 屋根 年 外壁 年

※塗装の場合は塗膜剥離、金属ルーフ・カバー工法・屋根葺き替え工事の場合は赤錆、雨漏れをいう。

株式会社 ケイナスホーム

〒362-0806

埼玉県北足立郡伊奈町小室2268-125

TEL048(792)0794 FAX048(792)0795



保証免責事項

- 1.火災、爆発等の予期しない外来事故及び予想外の噴火、洪水、地震、暴風雨等、自然災害に起因したものの。
- 2.敷地周辺にわたる地盤の変動、沿岸部や工業地域など周辺環境、公害に起因するもの。
- 3.住宅の所有者、又は使用者の取扱方、維持管理が著しく不適切な場合、又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用をした事が起因の場合。
- 4.窯業系サイディングボードの直張りなど通気の取れない構造や構造的な雨漏れや欠陥による剥離など
- 5.コーキング材の上に塗装した場合の割れ・剥離・変褪色などによる場合。
- 6.経年変化に伴う現象で防水効果を維持した状態でのチョーキングや変褪色で機能上支障のないもの。
- 7.旧塗膜の問題に起因した剥離によるもの。
- 8.住居者、又は第三者の故意、又は過失によるもの、及び重量物の使用による変形、破損等の場合。
- 9.ALC ボード・ラムダサイディングなど再塗装に適さない外壁材への塗装をした場合。
- 10.凍害及び継続的な給水による外壁材のダメージが予め見受けられる場合。
- 11.構造仕様、及び設備に影響を及ぼす請負者が関与しない増改築、補修に起因するもの。
- 12.引き渡し後、屋根に太陽光発電、ベランダ、物干し、アンテナ、水槽等の取付を行い、これに起因するもの。
- 13.注文者の支給材、及び機器類、又はこれに起因するもの。
- 14.サッシやコーキング及び附帯設備から発生する雨染みなどの二次汚染に起因するもの。
- 15.請負者が不適切なことを指摘したにも関わらず、注文者の依頼した施工方法に起因するもの。
- 16.仕上げのキズで引き渡し時に申し出がなかったもの。
- 17.犬、猫、鳥、鼠などの小動物に起因する不具合による場合。
- 18.保証期間経過後に申し出があったもの、又は保証該当事項の発生後速やかに申し出がなかったもの。

※外壁材や屋根材でメーカーの保証期間の定めがある場合にはメーカーの保証内容によるものとする。

工事区分	保証対象	期間	保証対象となる現象例	適用の除外
防水工事	ベランダ	5年	雨漏り及び雨漏りによる室内仕上面の汚損	建物の使用に影響のない軽微な透水または屋外面の水溜り、表面仕上塗装、家具、調度品などの汚損。
屋根及び庇	瓦・金属・板金・スレート・アスファルトルーフィング	10年	雨漏り・破損・めくれ・脱落	標準以上の積雪・突風に起因するもの
板金工事	波板・リブ波・角波板金など	2年	破損・めくれ・脱落	標準以上の積雪・突風に起因するもの
軒天井	下地材・仕上材及び造作材	2年	下地の反り、狂い、仕上材の剥離変形、割れ、垂れ下がりの著しいもの	構造上、機能上影響しない亀裂及び過度の暖房によるもの
雨樋	雨樋及び金物	2年	破損・脱落・垂れ下がり・接続部雨漏り	居住者が取り付けた機器によるもの
外壁カバー工法工事	金属・サイディング	10年	錆・著しい反り・めくれ・脱落	標準以上の積雪・突風に起因するもの
外壁塗装	プランによる指定年数	年	塗膜剥離、褪色の著しいもの	雨だれ、カビ及び歩行部分の汚れによる変色
屋根塗装	プランによる指定年数	年	塗膜剥離、褪色の著しいもの	雨だれ、カビ及び歩行部分の汚れによる変色